

埼玉県の最低賃金

(平成23年度)

埼玉県最低賃金	時間額 (円)	埼玉県内で働く全ての労働者 (産業別最低賃金が適用される人を除く。)に適用されます。	発効日
	759		23.10.1

産業別最低賃金	時間額 (円)	下記の人達には、埼玉県最低賃金が適用されます。	発効日
非鉄金属製造業 (非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業及びその他の非鉄金属製造業を除く。)	824	<ol style="list-style-type: none"> 1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者 4 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 	23.12.8
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)を除く。)	828		
輸送用機械器具製造業 (産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業及びその他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く。)を除く。)	837		
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	836		
各種商品小売業 (衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業が該当する。)	796		
自動車小売業 (二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む。)を除く。)	837		

注) 1 最低賃金の対象となる賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・深夜・休日手当、臨時又は1月を超える期間ごとに支払われる賃金は算入されません。

2 著しく労働能力が低い人などについて、埼玉労働局長の許可を受けた場合には、最低賃金の特例許可金額が適用されます。

埼玉労働局
各労働基準監督署